

質 問 回 答 書

2020年10月28日

「(案件名)パキスタン国「空港保安強化計画」フォローアップ協力(調査)(QCBS)」

(公示日:2020年10月7日/公示番号:20a00424)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	第2章 特記仕様書 4. 調査実施上の留意事項 (1)業務従事者について(9頁)	特記仕様書では「故障中の特定の米国製(Leidos 及び Autoclear 製)X線機材の仕様に係る知見が必須である。」とありますが、提案書の作成に際し、上述の「特定の米製造業者」に特記仕様書案の関連部分を開示し、情報提供等を得てよろしいでしょうか。	「特定の米製造業者」へ特記仕様書のうち、関連部分のみ開示することは問題ありません。
2.	同上	同、「特定の米製造業者」が合意すれば、調査業務従事者の一員として同業者所属の技師ないし同業者と委託関係にある技師等を加えることは可能でしょうか。 またこの場合、「特定の米製造業者」は調査後の「修理・改良」あるいは「機材新設」への参画は可能でしょうか。	本調査の業務従事者の一員として「特定の米製造業者」所属の技師ないし同業者と委託関係にある技師等を加えることは可能です。 また、この場合において、本調査を通じ「フォローアップ協力(資機材修理・更新)」による追加支援が決定した場合には、係る追加支援に対しても「特定の米製造業者」の参画は可能です。
3.	同上および第2章 特記仕様書 5.見積作成にかかる留意事項(4) 旅費(航空賃)(16頁)	同、調査業務従事者の一員として「特定の米製造業者」を加えた場合、本邦以外の居住地からの渡航費を見積書に計上することは可能でしょうか。	ご質問の渡航費を見積書に計上することは可能です。

4.	<p>第 2 章 特記仕様書 5. 調査の内容 (3)機材の故障原因の特定・対処方針の決定 1)設置環境の確認</p>	<p>特記仕様書では「各空港において、供給電力を一定の期間をかけて詳細計測し、その安定性・急激な電圧や周波数の変動の有無を確認・分析する。」とありますが、この調査項目を現地再委託として見積書に計上可能でしょうか。</p>	<p>ご質問の調査項目を現地再委託として見積書に計上することは可能です。</p>
5	<p>9 ページ 第2章 特記仕様書案 4. 調査実施上の留意事項</p>	<p>同、調査業務従事者の一員として「特定の米製造業者」を加えた場合で、同団員が現地に渡航できない場合、現地調査における同社エンジニアによる現場確認のため、遠隔支援操作システムの導入提案、費用計上は可能か。</p>	<p>調査業務従事者の一員として加えた「特定の米製造業者」が現地に渡航できない場合において、遠隔支援操作システムの導入提案、費用計上は可能です。プロポーザルで提案頂く場合は、経費を見積に含めて計上ください。</p>
6	<p>第 2 章 特記仕様書 4. 調査実施上の留意事項 (1)業務従事者について(9 頁)</p>	<p>大型貨物車両用の検査装置は構造が複雑であり調査が多岐にわたり難しいことから、コンサルタントの調査団員として参团する Leidos 系技師に加え、ドバイもしくはヨルダン国アンマンなど、近隣諸国に常駐している Leidos 系の技師(代理店もしくは支店等)を「再委託業務」ないしは「傭人」などにより、調査団へ加えることは可能でしょうか？</p>	<p>ドバイもしくはヨルダン国アンマンなど、近隣諸国に常駐している Leidos 系の技師(代理店もしくは支店等)を「再委託業務」ないしは「傭人」などにより、調査団へ加えることは可能です。</p>
7	<p>第 2 章 特記仕様書 5.調査の内容 (3)機材の故障原因の特定・対処方針の決定 3)故障原因への対処方針の決定(10 頁) (4)故障機材の修理方針の決定 4)修理方針の決定(11 頁)</p>	<p>(3) 3)において、「故障原因への対処方針の決定」、(4) 4)において、「修理方針の決定」双方で書面合意の取り付けが指示されていますが、「故障原因への対処方針」と「修理方針」は重複する可能性も考えられることから、調査状況(結果)を踏まえて、双方を含めた、1回の書面合意としても宜しいでしょうか？</p>	<p>調査において実施機関と協議の上、1回の書面合意とすることは可能です。</p>

8	11 ページ 第2章 特記仕様書 (4)故障原因への対処方針の決定 4)修理方針の決定	修理実施方法(修理業務の発注形態)には、貴機構による機器メーカーまたは商社への直接発注(調達)、無償資金協力の本体事業に準じた調達方法等が考えられますが、修理実施のスキームについては、本調査の中で検討・整理し、関係者並びに貴機構とも協議・調整の上で提案する、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
9	11 ページ 第2章 特記仕様書 (5)メンテナンス契約締結に向けた側面支援	当該業務に規定される「側面支援」の範疇は、①契約締結に向けた条件等関連情報の収集・整理を行う「関連情報の整理」、②メンテナンス実施に向け、実施機関、米国メーカー等の役割、体制に関する整理を行う「メンテナンス体制の検討支援」、③関係者協議が実施された場合に、各関係者からの発言促進、内容整理、合意形成に向けた技術視点からの助言を行う、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

以上